

令和 7 年 12 月 10 日

第 12 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和7年第12回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日(水)午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室～209号室

3. 出席委員(農業委員8名 計8名)

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1番	穴井 英雄
委 員	2番	田代 カズヨ
	3番	穴井 幸子
	4番	松野 英一
	5番	時松 達也
	6番	飯沼 由彦
	7番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員	上田地区	松本 和昭・河津 有隆
	下城地区	中村 孝

4. 欠席委員

宮崎徳雄 農地利用最適化推進委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見
～番号4 について(利用権賃借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員(係長)	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和7年第12回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番 田代カズヨ委員、4番 松野英一委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。令和7年12月10日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。議案第1号 番号1です。農地の所在は、上田字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、合計面積は、3,793㎡です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が53,636㎡、畑が2,866㎡、採草放牧地が10,000㎡、合計面積は66,502㎡です。貸付地は、ありません。借入地は、田が2,739㎡です。

3 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが6 番に周辺地域との関係の記載があります。6 ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。7 ページが航空写真の位置図、赤い枠の所が今回の申請地です。8 ページに現地立会時の写真、9 ページが確認書になっております。農地法第3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して担当の7 番 時松浩一郎委員から報告をお願いします。

7 番 この案件については、12 月2 日に私と松本推進委員、河津推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、ハウスが設置されている農地でした。この申請地は、今年の7 月総会で審議され、現所有者への所有権移転が許可されました。しかし、現所有者が経営困難になってしまったという理由から今回の譲り受け手に所有権移転をするとのことでした。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 ハウスは、引き続き新たな譲受人が使用しますか。

係 長 苗代用に使用すると聞きました。

6 番 売買金額は、前回買われた時と同額ですか。

係 長 所有者は、不動産売買で利益を得るために買ったわけではないので、前回買った値段と同額です。

5 番 4 筆の中にハウスのない所はどうされる予定ですか。

係 長 ハウスのないところは、採草地として利用する想定をしており、また牧草のロールを保管する予定です。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定します。

議 長 日程第3 議案第1号 番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の1ページを開いてください。議案第1号 番号2です。農地の所在は、下城字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、面積は、689㎡です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。10～12ページが許可申請の写しです。申請書は旧様式なので、新様式に合わせるために追加項目が添付されています。13ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が1,589㎡、畑が1,082㎡、合計面積は2,671㎡です。借入地は、田が5,871㎡です。14ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。15ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。16ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。17ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。18ページが航空写真の位置図、赤枠が今回の申請地です。19ページに現地立会時の写真、20ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の5番 時松達也委員から報告をお願いします。

5 番 この案件については、12月2日に私と宮崎推進委員、中村推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。以前から譲り受け手が管理しており、今後も譲り受け手の方が管理をしていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われ。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定します。

議 長 日程第4 議案第2号 番号1から番号4「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の3ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年12月10日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。

議案第2号 番号1です。農地の所在は、大字下城字〇〇、字〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、合計8,071㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

同じく議案書の3ページになります。番号2です。農地の所在は、大字下城字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑。面積は、合計15,679㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畑、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書の4ページになります。番号3です。農地の所在は、大字上田字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,198㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号4です。農地の所在は、大字上田字〇〇、字〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計3,031㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の使用貸借です。使用貸借のため、賃借料は無料です。

資料1の最終ページをご覧ください。各貸し借りの該当農地の位置を管内図上に示しています。今回も新規案件と書いてありますが、法律が変わったためです。4件とも前回の貸し借りが続く形で更新する案件と見て頂ければと思います。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号1から番号4について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号 番号1から番号4は原案のとおり同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第 12 回総会を閉会致します。

令和 7 年第 12 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

4 番